コンサルティング契約書

　株式会社あいうえお（以下「甲」という。）と株式会社かきくけこ（以下「乙」という。）は、次のとおりコンサルティング契約を締結する。

（業務内容）

第１条 甲が乙に委託する業務内容（以下「本件業務」という）は、次の各号のとおりである。

　 １）〇〇に関する知識、技術、ノウハウの提供

　 ２）〇〇に関する調査・指導・助言

　 ３）〇〇に関する計画の策定

（報告義務）

第２条 乙は、本件業務遂行にあたり、甲に対して書面による報告を行わなければならない。

（成果物）

第３条 乙が本件業務遂行にあたり作成して甲に提供する報告書、その他の書面（以下「成果物」という）の著作権、その他の知的財産権は、全て乙に属するものとする。

２．乙は、第６条の秘密保持条項に反しない限度で、甲以外の第三者に対して成果物を提供する等して使用することができる。

３．甲は、その業務遂行に必要な範囲でのみ、成果物を使用することができる。

（報酬等）

第４条 甲は、乙に対し、毎月〇日限り、本件業務の報酬として金〇〇〇〇円を支払う。

２．乙が項に対する本件業務を遂行するために要した交通費（出張費、宿泊費等を含む）、資料収集及び調査活動に要した費用、通信費は、甲の認める範囲で乙に対し実費としてこれを支払うものとする。〇〇〇円以下の少額のものを除き、詳細は、別途甲乙間で協議して定める。

（委託業務実施者）

第５条 乙が、本件業務を遂行するにあたって、その一部を乙と提携する者に委託する必要があると判断した場合、甲に対して、事前にその理由及び委託事項を開示した上、その承諾を得なければならない。

（秘密保持）

第６条 甲及び乙は、本件業務遂行等に関連して知り得た相互の技術上又は営業上その他業務上の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として扱うものとし、事前の書面による相手方の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。

１）秘密保持義務を負うことなく、既に保有している情報

２）本契約に違反することなく、かつ公知となった情報

３）秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報

４）相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

２．秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければならない。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示要求があった場合はこの限りでない。

３．乙が、前条の規定により本件業務の再委託を行う場合、乙は、当該受託者と秘密保持契約を交わし、当該受託者が秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないようにしなければならない。

４．本状の規定の効力は、本契約終了後も存続する。

（委託期間）

第７条 本件業務の委託期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

（契約の解除）

第８条 甲又は乙のいずれか一方において、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、相手方に何ら通告することなく、直ちに本契約を解除することができる。

１）重大な過失又は背信行為があったとき

２）支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始等の手続の申立てがなされたとき

３）手形交換所からの取引停止処分を受けたとき

４）公租公課の滞納処分を受けたとき

５）その他前各号に準ずる本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

（契約上の地位、権利義務の譲渡禁止）

第９条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に承継させ、本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

（協議）

第１０条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、これを定めるものとする。

（合意管轄）

第１１条 甲乙間の本契約上直接又は間接に生じた一切の紛争については、〇〇地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

　以上、本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所 ××県××市××町××

株式会社あいうえお

代表　〇〇〇〇　　　　　　印

乙 住所 ××県××市××町××

株式会社かきくけこ

代表　〇〇〇〇　　　　　　印